

さいたま市省エネ・断熱住宅普及促進補助金 【交付申請書類】チェックリスト

★重要★

補助要件、手続きの流れ、提出書類をホームページ等で十分ご確認ください！

- ・申請書類の審査終了後、令和8年3月23日までに実績報告書の提出が必要です。
- ・実績報告提出時点で、補助対象事業を実施した住所に申請者が住民票を置くことが必要です。

【必ず提出する書類】

①	☐	交付申請書（様式第1号）
②	☐	補助対象事業詳細表（様式第1号の2）
③	☐	令和6年度のさいたま市 市民税・県民税納税証明書（写し） （課税されていなかった場合は、 <u>所得・課税（非課税）証明書</u> （写し）） ※年度間違いに注意し、各区役所・各支所・市民の窓口等で取得してください。 ※令和6年1月1日の賦課期日に、さいたま市に住民登録がなかった方は不要です。 市ホームページにて「 <u>納税証明書の取得における注意点</u> 」を掲載しています。 取得前や取得後の確認に活用してください。
④	☐	建物の登記事項証明書又は評価（公租）証明書（写し） （新築等で上記2点がない場合、建築確認に基づく確認済証（写し）又は検査済証（写し）） ※登記事項証明書は、発行から1年以内かつ最新のもの ※評価証明書又は公租証明書は最新年度のもの
⑤	☐	契約書（写し）
⑥	☐	設置（施工）業者が作成した見積書等 ※補助対象事業ごとの金額並びに対象工事の内容及び金額の内訳が確認できるもの ※ZEHの申請で、見積書による補助対象経費の確認が困難な場合、審査をスムーズに行うために添付書類として参考 様式「内訳書」を作成し、各経費の小計額を記載してください。（参考様式はホームページに掲載しています。）
★	☐	＜確認＞①交付申請書と②補助対象事業詳細表の記入漏れはありませんか？ ※ <u>記入事項のチェックリスト（①は表面の下部、②は裏面の下部）</u> を活用してください。

★重要★

取得間違いが特に多い書類です。

「納税証明書の取得における注意点」を確認の上、取得することを推奨しています。
※代行申請の場合でも、申請者に確認を促してください。



補助金HP

【該当する場合に提出する書類】

建売住宅を購入した場合（既に省エネ対策が行われた住宅を購入）

⑦	☐	売買契約書（写し）及び対象設備未使用証明書（様式第1号の3）
---	--------------------------	--------------------------------

＜新築＞ZEHを申請

⑧	☐	BELS評価書の写し ※ZEHであること及び一次エネルギー消費削減率が記載されているもの
---	--------------------------	---

＜既築＞全体断熱改修を申請

⑨	☐	BELS評価書又はその他の住宅性能を証明する書類の写し ※改修後の住宅が断熱等級5以上であることが記載されているもの
---	--------------------------	---

＜既築＞部分断熱改修（断熱窓等）を申請

⑩	☐	断熱窓等の仕様及び性能が確認できる書類 ※熱貫流率が1.9以下であることが記載されているもの
⑪	☐	施工する開口部（窓・扉）の位置が分かる写真 ※外観写真の中で施工位置に印を入れてください。

＜既築＞給湯機を申請

⑫	☐	給湯機の仕様及び性能が確認できる書類
---	--------------------------	--------------------

【⑩と⑫について】

国の補助金で対象となっている製品の場合、以下のホームページの製品欄の写しをもって、性能の証明とすることができます。
※「先進的窓リノベ」もしくは「給湯省エネ」の項目が「○」となっていることが確認できるように印刷等してください。
※見積書等において、製品の型番等が特定できる状態であることが必要です。

国の補助金対象製品
ホームページ

